

## 滋賀県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第四章の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等の事務を適切かつ円滑に処理するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、滋賀県内(大津市の区域を除く。)における住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録について必要な事項を定めるものとする。

### (登録の申請)

第2条 法第9条第1項の登録の申請を行おうとする者(以下「登録申請者」という。)は省令第10条に規定する書類を添付し、知事へ提出するものとする。ただし、法第9条第1項の登録の申請にかかる書類等については、「セーフティネット住宅情報提供システム」を通じ、電磁的記録として提出することができるものとする。

### (登録の基準)

第3条 登録の基準は、法第10条第1項各号のとおりとする。

### (登録の通知)

第4条 知事は、登録の申請が登録の基準に適合していると認めるときは、法第10条第3項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録通知書(様式第1号)により、登録申請者に対して通知するものとする。

2 知事は、登録の申請が登録の基準に適合しないと認めるときは、同条第4項の規定に基づき、その理由を付して、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録不適合通知書(様式第2号)により登録申請者に対して通知するものとする。

3 知事は、登録の申請が登録の基準に適合していると認めるときは、同条第5項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録について(様式第3号)により、当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の存する市町の長(以下「市町長」という。)に対して通知するものとする。

### (登録の拒否)

第5条 知事は、法第11条第1項の規定により登録を拒否するときは、同条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書(様式第4号)により登録申請者に対して通知するものとする。

### (登録事項等の変更)

第6条 第4条第1項による登録の通知を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、法第9条第1項各号に掲げる登録事項および同条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、法第12条第1項および第2項の規定により、その日から30日以内に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書(省令別記様式第二号)に省令第17条第2項に規定する書類を添付し、正本1部および副本1部を知事に対して届出するものとする。た

だし、法第 12 条第1項の登録事項等の変更にかかる書類等については、「セーフティネット住宅情報提供システム」を通じ、電磁的記録として届け出ることができるものとする。

- 2 知事は、法第 12 条第3項の規定により変更の登録を行ったときは、同条第4項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更について(様式第5号)により、市町長に対して通知するものとする。

#### (登録簿の閲覧)

第7条 法第 13 条の規定による法第 10 条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)は、土木交通部住宅課において一般の閲覧に供するものとする。

- 2 登録簿の閲覧の時間は、滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第 10 号)第1条第1項各号に規定する県の休日以外の日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時 30 分までとする。

#### (閲覧の申込み)

第8条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に閲覧者の住所、氏名およびその他必要な事項を記入し、係員に提出しなければならない。

#### (閲覧上の注意)

第9条 閲覧者は、登録簿を指示された場所で閲覧し、外部に持ち出してはならない。

- 2 閲覧者は、係員の指示に従い、登録簿を丁重に取り扱わなければならない。

#### (閲覧の停止または禁止)

第10条 閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を停止し、または禁止することができる。

- (1) 前二条の規定に違反し、または係員の指示に従わないとき
- (2) 登録簿を汚損し、もしくはき損し、またはそのおそれがあると認められるとき
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められるとき

#### (廃止の届出)

第11条 登録事業者は、法第 14 条第1項の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書(様式第6号)により、正本1部および副本1部を知事に対して届出するものとする。ただし、法第 14 条第1項の廃止の届出にかかる書類等については、「セーフティネット住宅情報提供システム」を通じ、電磁的記録として届け出ることができるものとする。

#### (登録の抹消)

第12条 知事は、法第 15 条第1項各号の規定により登録を抹消したときは、同条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録抹消について(様式第7号)により、市町長に対して通知するものとする。

#### (報告)

第13条 知事は、法第 22 条の規定により登録事業者に対して登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る管理状況報告書の提出につい

て(様式第8号)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた登録事業者は、知事が指定する日までに、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理状況報告書(様式第9号)を提出するものとする。

(指示)

第14条 知事は、法第 23 条各項の規定により登録事業者に対して指示するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る是正等の指示について(様式第10号)により通知するものとする。

(改善状況の報告)

第15条 前条の規定により、必要な措置をとるべきことを指示された登録事業者は、速やかに措置を講じ、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の是正等報告書(様式第 11 号)を提出することにより、その結果を知事に対して報告しなければならない。

(登録の取消し)

第16条 知事は、法第 24 条第1項または第2項の規定により登録を取り消したときは、同条第3項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書(様式第 12 号)により登録事業者であった者に対して通知するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。